平成２５年（フ）第３５６号
福井市市波町第54号25番地　福井県美山荘、住民票上の住所福井県大野市中野町１丁目３番14号
債務者　芳本千代子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６２号
長野県飯田市鼎中平3183番地11
債務者　清水　徳雨
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１９６号
山口県下関市伊崎町２丁目８番３号
債務者　塩田　政弘
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
山口県下関市伊崎町２丁目８番３号
債務者　塩田　　定
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
山口県下関市伊崎町２丁目８番３号
債務者　塩田アイ子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第６２９号
千葉県柏市逆井４丁目37番24号
債務者　清水　和枝
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６４１号
千葉県柏市篠籠田1063番地２　メゾン・ヤマリＶ―101号
債務者　山本　恭子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６５５号
千葉県柏市新柏１丁目８番地　２―402号
債務者　木口　千鶴
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７２号
千葉県松戸市八ケ崎５丁目37番地の６
債務者　飯田　美紀（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７８号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央４丁目５番31号
債務者　丹野　佑紀（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６９８号
千葉県鎌ケ谷市北初富８番11―108号
債務者　能勢　　舞（旧姓寺内）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７０３号
千葉県鎌ケ谷市道野辺1046番地４
債務者　金本　順子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７１１号
千葉県野田市七光台459番地　市営住宅七光台団地２―２―32号
債務者　佐藤　松子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２１号
千葉県柏市柏２丁目10番10―201号
債務者　辻内　政美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１６号
熊本市北区清水本町33番51号　本町ハイツ106号、前住所熊本市西区池田１丁目15番73―202号　サーパス京町台
債務者　山下　信二
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１７４号
千葉県松戸市八ケ崎緑町３番地の１　サンクタス新松戸308号
破産者　ビリーヴドットネット有限会社
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２４４号
千葉県松戸市小金原２丁目13番地32
破産者　株式会社東京丁子屋
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３７号
千葉県柏市松ケ崎328番地２
破産者　株式会社魚哲
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所松戸支部民事部